

水俣芦北地域振興財団地域振興事業助成金を募集します！

町の特産品を開発したい、町を元気にするためのイベントを実施したい…etc
 そのようなあなたの「地域づくり」を応援します。事業の申請をされる場合は、お早めにご相談ください。

対 象 者	町内に事務所を置き、組織及び責任の所在が明確な民間団体等
対 象 と な る 事 業	①地域の産業の振興に関する事業 ②地域住民等の自主的な地域づくり活動を支援する事業 ③その他地域の再生・振興を図るために必要な事業
助 成 限 度 額	400万円
事 業 期 間	平成22年4月～平成23年3月
申 込 締 切	平成22年1月8日（金）

平成22年度保育所入所者を募集します！ ●住民課福祉班 ☎ 78-3111 (116)

■入所実施方針／保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が、その監護すべき児童の保護養育等が困難な場合で、保育の実施基準に基づき決定します。

■募集定員／津奈木保育園90名、津南保育園90名 ※他市町村の保育所へも入所できますが、協議が必要ですので、詳しくは役場窓口へお尋ねください。

■入所資格／津奈木町に住所を有し、入所実施基準に該当する児童

■入所申請受付期間／平成21年12月1日（火）から平成22年1月25日（月）

■入所手続／入所申込書その他、各添付書類（役場窓口、各保育所備付）を役場住民課福祉班、又は各保育所へ提出してください。

※給与所得、確定申告を行っておられる方は、源泉徴収表の写し、確定申告書の写しが必要となりますので申込書に添付ください。また、平成21年1月1日に本町に住所がなかった方は、前住所地の役所税務課等において、平成21年度課税台帳記載事項証明又は所得証明を請求され申込書に添付して下さい。

※なお、保護者面接調査につきましては、平成22年2月に実施予定です。

介護保険の要介護認定等の再申請等の勧奨について

10月1日に要介護認定等の一次判定における調査項目の定義の再度の見直しが行われました。

これに伴い、本年4月から9月までの間、新規に要介護認定等申請を行った方は、この度の新たな認定方法で審査することにより、要介護等状態区分が異なる可能性があります。

新規に認定申請を行った方のうち、非該当と判定された方及び認定された要介護度が実情と一致しないと思われる方に対し「平成21年4月から9月に新規に要介護認定を申請された皆様へ」という再申請、区分変更申請の勧奨の通知を送付しております。

要介護認定結果が実情と一致していないと思われる場合は、お早めに再申請・区分変更申請を役場住民課保険班へ行ってください。

※再申請及び区分変更申請の結果、認定又は介護度等の変更がなされるかは、要介護認定審査会における審査結果によりますので、必ず認定されることを保障するものではありません。

●住民課保険班 【介護保険担当】 0966-78-3111(119)